

## 社会福祉法人 守口市社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人守口市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

### (報酬)

第2条 役員等には、職務執行の対価として別表に掲げる報酬を支給することができる。ただし、本会の職員給与規則若しくは非正規職員就業規程の適用を受けるもの、又は行政関係職員であるものに対しては、報酬を支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、会長が交代する場合においては、交代日が月の途中であるときは、当該報酬を月額日割り計算して新旧会長に支給するものとする。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、職務のため出張したときは、その出張について費用弁償として旅費を支給することができる。

2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法については、本会旅費支給規則の定めるところによる。

### (報酬等の支給方法)

第4条 報酬等の支給方法は、次のとおりとする。

(1) 会長の報酬等については、本会職員給与規則第10条を準用して支給する。

(2) 会長以外の役員等の報酬等については、3ヶ月ごとにまとめて支給する。

2 報酬等は、本人が指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

### (公表)

第5条 本会は、この規則をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第1項第2号の規定に基づき、報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、令和1年7月1日から施行する。

(役員等の実費弁償に関する規則の廃止)

2 役員等の実費弁償に関する規則（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

## 別表

職 名	報酬の額
会長	月額 30,000円
副会長	日額 1,000円
常務理事	日額 1,000円
業務執行理事	日額 1,000円
理事	日額 1,000円
監事	日額 1,000円
評議員	日額 1,000円
地区福祉委員長	日額 1,000円
生活福祉資金貸付調査委員会委員	日額 1,000円
評議員選任・解任委員会委員	日額 1,000円
その他の委員	日額 1,000円